

【史料紹介】

桜井忠興ただおき事績関係史料

田中 敦

(たなかあつし)
尼崎郷土史研究会会員

〔解説〕

はじめに

桜井(旧姓松平)家は、明治維新当時の尼崎藩主の家

系であり、現在も東京に本家がある。本件史料は、尼崎

市立地域研究史料館が所蔵する「桜井家旧蔵文書」の一

部である。これは、尼崎市が大正年間に市史編纂の資料

とするため、桜井家の所蔵文書を筆写した書類を、後日

合綴製本したものである。尼崎市史編纂史料原稿用紙に

「正徳二年領知目録写・明和七年領知目録写」「口達書」

「御旗類」「御領内人口・口数・石高調(明治二)」「博愛

社・桜井忠興天覽乗馬之事・桜井錦子赤十字社二閱スル
事・尼崎城武具覚」及び「尼崎県紙幣取調書・藩治職制
愚見」の順に各表題が付され、筆写時期(いずれも大正
一五年―一九二六)が記されている。

黒インク書きの「尼崎県紙幣取調書・藩治職制愚見」

の表紙欄外に「㊦」とあり、他は青インク書きで「御領

内人口・口数・石高調(明治二)」を除いて「小林」の記

載がある。このため筆写者は、前者が大正九年一月の開

館以来尼崎市立図書館に勤務しつつ、市史として昭和五

(一九三〇)～一〇年に刊行された『尼崎志』を編纂した

永尾利三郎(雅号宋斤そうぎん)、後者が市史編纂室臨時事務員と

して採用された小林辰藏（以下「小林」という。他の人名等も同様に略称）であると考えられる。⁽¹⁾

本件史料は、右「博愛社・桜井忠興天覽乗馬之事・桜井錦子赤十字社二関スル事・尼崎城武具覚」のうち武具の数量を記載した「尼崎城武具覚」を除く文書、すなわち、尼崎藩最後の藩主であった桜井忠興の日本赤十字社に関係する業績、忠興の乗馬披露及び妻桜井錦子の赤十字社との関わりという三種類の文書からなる。表紙欄外の記載から大正一五年一月五日に筆写されたもので、前述のとおり小林が筆写したものと考えられる。

尼崎市は、大正五年四月に神戸市・姫路市に次いで兵庫県下で三番目に市制を施行した。大正九年一二月五日、市学校職員総会において可決された諮問答申案のなかに市史編纂が含まれており（『尼崎市公報』第四二号）、こののち編纂作業が始まったものと考えられる。大正一一年一二月八日には臨時「尼崎市史編纂部」が設置され、永尾が主事に任命された。こうして『尼崎志』全三冊が刊行された。

本件史料以外に、「尼崎志資料原稿」の表題を付し、

本件史料と同じ体裁で製本されたものが三冊ある。このうち、「尼崎藩寅歳免定」「西国より大阪江三街道の諸経費」及び「明治元辰年兵庫表軍務御掛より御達」の部分にも、桜井家旧蔵文書及び大正一五年筆写の記載がある。これらは『尼崎志』編集に資料として用いられたため、本件史料とは別に編綴されたものと考えられる。

本件史料は、その原本が第二次世界大戦の空襲により桜井家居宅が焼失した際に失われたと考えられるため、現在では、貴重な史料であるといえよう。

一、桜井忠興の事績について

忠興の桜井家は、明治維新までは松平姓を称していた。十八松平と呼ばれる徳川家と同祖の家の一つであり、松平氏五代とされる長親の三男松平信定を祖とし、桜井郷（現在の愛知県安城市）を本拠とした。その後、松平忠喬^{ただか}が宝永三年（一七〇六）に信濃飯山藩主から元領地であった遠江掛川に移封されたのち、同八年に尼崎へと移封され青山氏に続く尼崎藩主となり、尼崎藩松平家としては七代目に当たる忠興のときに明治維新を

迎えた。

忠興は、弘化五年（一八四八）に六代藩主松平忠栄の子として出生し、文久元年（一八六一）に一四歳の若さで尼崎藩主となった。忠興は第二次長州戦争の際、当時大坂城にいた将軍徳川家茂に対し自らも征討軍への参戦を希望するなど幕府に忠誠を示していたが、鳥羽伏見の戦いの直後に官軍に恭順し、尼崎城守備を命ずる明治元年（一八六八）一月六日付けの令を同月八日に受け、さらに「徳川慶喜返逆ニ付ては松平之名字ヲ称居候族は向後大小名共各本姓ニ復シ候様可仕」との明治政府の示達（明治元年一月二八日付け太政官第五八号）に従い、姓を松平から前記桜井郷にちなみ桜井に改めた。

その後、忠興は、版籍奉還に伴い尼崎藩知事に任命されたが、明治四年の廢藩置県を契機に知事を解職され、上京した。尼崎藩の儒者で忠栄及び忠興の藩主二代に仕え、藩校正業館の運営にも当たった中谷雲漢は、その送別を『雲漢集』に収められた「奉送 知事桜井公解職入東京 明治辛未（明治四年）八月」と題する文に記している。⁽²⁾

その後、忠興は、明治八年奈良県の大神神社の大宮司に任命されたが、明治一〇年二月に発生した西南戦争により官軍西郷軍の双方に多くの負傷者が発生したことを憂え、当時発足した博愛社の活動を支援するため右神職を辞して上京し、資金に加えて東京麴町の自宅の一部も事務所として提供した。さらに、博愛社の命を受けて自費で戦地を含む九州各地に赴き、戦況や負傷者の救護状況を視察するなど精力的な活動を行った。なお忠興は、明治四年五月一八日に尼崎南部で発生した大水害の際にも被災者救護のため米や金を供出したことが、「尼公知事賜米金不堪奉載」と、尼崎市内円受寺の過去帳に記されている。⁽³⁾ そればかりか同年六月一七日には、政府に対し「賑恤向井不取敢堤防築造其外大分ノ藩費可相成」と、尼崎藩の「城詰米」として備蓄されていた米一、九一九石四斗四升を「時宜ニ寄遣払候」よう上申した。⁽⁴⁾ もっとも、この申し出は許可されなかった。

このように忠興は、赤十字社の活動に精力的に関わったが、その後体調を害し、明治一八年に現在神戸女学院の校舎がある西宮市岡田山の別荘で療養生活に入った。

明治二八年四月二九日に四八歳で死去し、松平家菩提寺の深正院(現尼崎市大物町二丁目所在)に葬られた。その晩年の姿は、畠田繁太郎の著書『尼崎今昔物語』に記されている。⁽⁵⁾これは、畠田が父母らとともに右別荘に忠興を訪れ、謁見を受けた際の逸話であるが、明治二年に誕生した畠田と、忠興を「殿様」と仰ぐ父母らの世代との間では、忠興に対する姿勢が明確に違っていたことが具体的に記されており、興味深い。

二、本件史料について

本件史料は、前記のように忠興の赤十字社に関係する業績、忠興が明治天皇に乗馬を披露したときのこと及び錦子の赤十字社に関する事績からなっている。以下、文書群ごとに、特記すべき事項を紹介する。

忠興の赤十字社関係文書

この文書は、赤十字社の前身であった博愛社の設立及び忠興の参加に関する事項、忠興が同社の命を受け、社員総代として、桜井家の家政を担当する家令の高塚友義とともに明治一〇年八月以降、西南戦争の戦地を含む長

崎・熊本・鹿児島等の各地を訪れ、状況視察や負傷者の援助活動に従事したこと、これらの功績を評価され、明治二十一年一〇月二六日に赤十字社から有功章を授与されたこと、その後も同社の活動を行っていたこと及び没後の顕彰に関する文章からなる。

このうち、末尾の「此際参軍山縣有朋」以下の部分を除く「博愛社創立ノ由来」「博愛社創立当時ニ於ケル事項」「救護実施ノ事」及び「有功章授与ノ事」の四点は、桜井神社が昭和九年一月に赤十字社長宛てに出した忠興の博愛社創設に係る事績確認の文書に対し、当時本社副社長であった徳川圀順名(くにゆき)で本社保存文書写から行われた回答部分で、日本赤十字社兵庫県支部発行の『博愛社誕生』にも引用されている。⁽⁶⁾また、右「博愛社創立ノ由来」は、『日本赤十字社史稿』⁽⁷⁾にも掲載されている。

これらの文書の中には、他の者が所持する文書の写しもある。「博愛社創立当時ニ於ケル事項」は、「松平乗承子手控類写」とあり、忠興とともに博愛社創設初期の活動に従事した松平乗承(のりつぐ)⁽⁸⁾（元三河西尾藩主家の当主）の手控類の写しから筆写したものと考えられる。乗承は、本件

史料にも頻繁に登場する元信濃龍岡藩主大給恒の家系である大給松平氏⁽⁹⁾の分家に当たるとある。「我一族」とあるのは、大給松平の一族であり、委員に名を連ねた元上野小幡藩主松平忠恕及び元美濃岩村藩主松平乗命を指すと考えられる。なお、赤十字社の設立当初の委員は一二名であるが、このうち忠興、乗承、大給、忠恕及び乗命、元丹波亀山藩主松平信正、元上総桜井藩主滝脇信敏（もと松平姓）、元肥前島原藩主松平忠和並びに元豊後杵築藩主松平親貴の九名が松平氏元藩主であった。これら藩主が赤十字社設立に当たって果たした役割は大きいといえよう。

このように、忠興は、博愛社及び赤十字社の発足以降大きな貢献をし、前記のとおり有功章を授与された。これに加え、本件史料は、忠興の死去に際し宮中から祭祀料を下賜されたこと、及び、赤十字社が大正三年四月の忠興の二〇年祭に際し、前記墓碑の前に手水鉢を奉納したことも記している。この手水鉢は、現存している。

なお、本件史料には、大給と並び、佐野常民が頻繁に登場する。佐野は佐賀藩士で、工部省等を経て元老院議長等の要職に就いたが、その傍ら長年にわたり赤十字社

の活動に従事し、社長にも就任した。佐野は工部省勤務当時は灯台建設に尽力し、その関係で、元尼崎藩士中澤孝政との交流もあった。ちなみに、中澤もまた、博愛社の活動に資金援助をしたとされる。佐野が、このように赤十字社活動に携わった背景には、旧藩主鍋島家の支援があつたと考えられる。ちなみに後掲「錦子の赤十字社関係文書」に記されているように、最後の佐賀藩主であつた鍋島直大の夫人である栄子も、赤十字社篤志看護婦人会長に就任していた。

天覧乗馬関係の文書

この文書は、忠興が、明治天皇の御前で乗馬を披露したことを記している。すなわち、忠興は、明治元年・一七年・一八年・一九年の四回にわたり、天覧乗馬を行っている。その場所は、最初は京都御所の小御所、残る三回は皇居吹上御所であつた。忠興の乗馬の従者は、明治一八年のときには粟津昌国、明治一九年のときには前記高塚であつた。粟津は、戸塚成音（幼名福次 鷹雄）とともに、明治初年に尼崎の教育及び行政に貢献した久保松照映の弟で、幼名を茂、岩之丞といい、粟津家に養

子に入り、明治維新期には権大属に任命され、明治六年八月に兵庫庫第九区第二番組戸長となった。ちなみに、寺町全昌寺の墓地には、久保松家累代の墓標があるが、花立てには、戸塚とともに粟津の名が記されている。⁽¹²⁾

ところで、忠興の乗馬が、これほど明治天皇の天覧に浴したのは、なぜであろうか。

尼崎藩は、文のみならず武も尊んでいた。『尼崎今昔物語』は、俳句で知られる三代藩主忠告⁽¹³⁾につき、「尼崎藩の文武の藩風は侯の代に確定せられたものだといふ。

しかもこの侯頗る多芸多能、馬術は出来る」と評する他、馬術が「尼崎に過ぎたもの」と喧伝され、「お殿様始め堪能であった」とも記している。⁽¹³⁾ また、尼崎の藩学に関する貴重な論考である岡本静心著『尼崎藩学史』にも、「藩侯や藩士に絡んだ馬術の逸話も相当ある」との記載がある。⁽¹⁴⁾ 現に、忠興が若いころ馬の売買に関与し、代金も取り扱ったとして、幕末の尼崎藩政のかじ取りに当たった儒学者服部清三郎（元彰）に軽拳を諫められたという逸話もある。⁽¹⁵⁾

藩校であった正業館もまた、学問と並んで武術を科目

としていた。『雲漢集』には、「題大口氏鞭」「題市川子騎馬図」「題高木壽山翁騎馬像」等、騎馬や「馬官」と呼ばれる藩の馬術担当である大口や田母神政幸に関する記述がある。⁽¹⁶⁾ この他、『尼崎今昔物語』にも、「あの筋（中馬病院の北側から本興寺に至る現存の東西道路）は昔はよく、（小島）廉平さんや田母神が馬の調節をした筋だった。昔の馬のセメ方は、今のと全く異つた方法で前後とも、右と左を一度に踏ませる。丁度ジラフ即麒麟の歩法と同じにしたものです」との記載がある。⁽¹⁷⁾

このように、忠興が御所で明治天皇に乗馬を披露する場を四回も与えられたのは、馬術が優れていたことが第一の原因であろうが、その他に、忠興の赤十字社における献身的な活動が明治天皇の信任を集めていたことも、その一因ではなかつたかと考えられる。

錦子の赤十字社関係文書

⁽¹⁸⁾ 錦子は、元小倉藩主であった小笠原忠幹の長女である。

この文書は、明治二四年から大正六年までの錦子の赤十字社における業績を記している。錦子は、忠興の死後、その遺志を継いで赤十字社の活動を支援した。忠興存命中のものは、錦子が健康の優れなかった忠興に代わり、活動をしてきた記録と考えられる。なお、錦子は明治四四年六月一日にその功績を讃えられ、忠興と同じく、赤十字社から有功章を授与されている。

また、右時期は、我が国の内外で種々の災害や戦争が発生し、赤十字社が活動範囲を海外にも拡大した時期であった。すなわち、明治二四年の「尾濃両国非常ノ震災」は濃尾地震の被害、明治三三年の事績は北清事変に関するものである。また、明治二七年の事績は日清戦争の負傷者救護、明治三七年の「婦人社員募集」は日露戦争における赤十字活動に対する支援、同三七・三八年の「包帯巻」は日露戦争の負傷者救護と考えられる。

さらに、錦子が大正四年九月一九日に「塞国赤十字」に一〇円を寄付したとの記載がある。「塞国」とは、セルビアを指す。当時は第一次世界大戦中であり、我が国と同じく連合国側であったセルビアの赤十字社を支援し

たと考えられる。なお、右寄付金は、同年一〇月一五日に赤十字社の米国医員に交付されたが、この当時米国は第一次世界大戦に対し中立であった（対ドイツ参戦は一九一七年四月六日）。

このように、本件史料は、錦子の赤十字社活動を記したものであるが、同時に国内外の情勢をも背景とした同社の活動の一端もうかがえ、注目に値する。

三、まとめ

以上のとおり本件史料は、忠興、錦子夫妻の赤十字社に対する貢献と、忠興の乗馬の才という異なる側面を記し、忠興や錦子の人物像の一端や、赤十字社の活動や当時の社会情勢を明らかにする貴重な史料である。

なお、現在阪神尼崎駅の北側には、尼崎文化協会が昭和五二年に博愛社の発足百年を記念し、忠興の事績を顕彰するために建立した「博愛の碑」がある。忠興の事績は、今でも尼崎市民の中に息づいているといえよう。

このように、本件史料は、豊富な内容であり、さらなる研究が期待される。なお、地域研究史料館の辻川敦館

長及び中村光夫氏からは、多大のご助言とご協力をいただいた。この場をお借りして、心からお礼申し上げたい。

〔注〕

- (1) 永尾利三郎の事績については、羽間美智子「宋斤・永尾利三郎と尼崎Ⅰ～Ⅳ」『みちしるべ』(尼崎郷土史研究会)二四～二七号(平成八年三月～一年三月)が詳しく言及する。特に、尼崎市史編纂の経過並びに永尾及び小林辰蔵については、同Ⅳ(同二七号)参照。
- (2) 拙稿「史料紹介『雲漢集』」本誌一一三号(平成二五年一月)一〇〇頁
- (3) 拙稿「明治四年五月十八日の風水害について」前掲『みちしるべ』二八号(平成二二年三月)三五頁
- (4) 「公文録尼崎藩之部」本誌三八号(昭和五八年二月)七五頁
- (5) 畠田繁太郎『尼崎今昔物語』(萬有社、昭和二年)七九「忠興公と忠胤公」二二六頁
- (6) 『博愛社誕生―最後の尼崎藩主櫻井忠興―』(日本赤十字社兵庫県支部支部創立百周年記念事業委員会、昭和三年)二二～二五頁
- (7) 『日本赤十字社史稿』(同社編・発行、明治四四年)二九～三〇頁

(8) 元藩主の家系及び所屬藩については、特に注記しない限り、『旧華族家史料所在調査報告書』本編・附編(学習院大学史料館編・発行、平成五年)によった。

(9) 大給も十八松平の出身で、元は松平姓であったが、明治になり大給姓に改姓した。大給恒は、後年元老院議員、賞勲局総裁、枢密顧問官に就いている(『国史大辞典』二巻七八九～七九〇頁)。

(10) 『図説尼崎の歴史』下巻(尼崎市、平成一九年)四〇頁、中島耕二「中澤孝政と洋式燈台」本誌二〇巻三号(平成三年三月)四九～五一頁

(11) 同前五頁

(12) 久保松家及び粟津らの事績については、西本珠夫「久保松家墓誌の読解と照映・勝喜代について」前掲『みちしるべ』一七号(昭和六三年三月)一二～一五頁、同「久保松照映の遺稿集について」同前三〇号(平成一四年三月)一二頁参照。

(13) 前掲『尼崎今昔物語』四八「桜井神社御祭神と櫻井家」一一三頁、五七「大鳥公使と櫻井市長」一五〇頁

(14) 岡本静心『尼崎藩学史』(尼崎市教育委員会・尼崎藩学史出版協会、昭和二九年)二二〇頁

(15) 前掲『図説尼崎の歴史』上巻二六〇頁。なお、原典は忠栄と服部との往復書簡「応偉私録」(安政六年―

一八五九—一〇月、「服部文庫」である。

(16) 前掲「史料紹介『雲漢集』」一二二・一二三頁

(17) 前掲『尼崎今昔物語』一八三「お籠と街道の真中に下水溝」

五三三頁

(史料)

博愛社

桜井忠興天覽乘馬之事

桜井錦子赤十字社二関スル事

尼崎城武具覚

櫻井家所蔵書

大正拾五年十一月五日写

博愛社(現今日本赤十字社)創立ノ由来

日本赤十字社史稿抄写(史稿二九頁及三〇頁)

西郷隆盛ノ謀反ハ遂ニ明治十年二月二起レリ中略(元老院議官大給恒及同議官佐野常民ハ傷者救護ノ力及バザルヲ察シ且欧州ニ於ケル有志救護団体ノ存在ヲ知ルカ故ニ相謀リテ私設会社ヲ組織シ報国恤兵ノ主義ヲ以テ官軍ノ傷者ヲ収容シ尚余力アレバ賊軍ヲモ救護センコトヲ企図シ社則五條

(18) 『現代華族譜要』(昭和四年)

ヲ定メテ政府ニ申請セリ 中略政府ハ容易ニ此申請ヲ許サザリキ大給、佐野等熱誠ナル企図ハ到底之レヲ中止スルニ忍ヒス偶々佐野議官ハ官命ニ依リテ戦地に出張セシヲ以テ内閣ノ意向ニ関セス同一ノ願書ヲ征討總督府ニ出シ總督熾仁親王殿下ハ即決許可ヲ与ヘラレ此ニ始メテ博愛社ノ設立ヲ見ルヲ得タリ此際參軍山縣有朋 高給參謀 小澤武雄等大ニ同情ヲ表シ頗ル斡旋セラレタリ

博愛社創立當時ニ於ケル事項

松平乗承子手控類写

明治十年六月中旬博愛社設立ノ件官許ヲ得タル旨在長崎佐野議官常民ヨリ在東京大給議官恒ニ通報アリシカバ大給議官ハ同志者ナル松平信正 松平乗承(此ノ二人ハ曩ニ兩議官ガ本社設立ノ件ヲ政府ニ申請セシ當時ヨリノ同志者ナリ)ニ先ヅ我一族ヲ歴訪シ一日桜井忠興子爵ヲ

富士見町ノ邸ニ訪ヒシニ子爵ハ當時三輪神社ノ宮司トシテ其地方ニ在勤セラレシカバ留守ノ家令高塚友義ニ此事ヲ語ル高塚ハ領テ之レヲ子爵ノ許ニ申入レシニ子爵ハ大ニ此挙ヲ賛成セラレ直チニ入社シテ金千円ヲ寄付セラレ尙ホ富士見町ノ邸ノ一部ヲ本社ノ仮事務所ニ供セラレタリ次テ我ニ族ノ諸君モ盡ク入社セラルカクテ子爵ハ七月ノ初神職ヲ辞セラレ帰京シ直チニ社務ニ従事セラレタリ

同志者始テ会同ノ事

博愛社第一報告抄写(報告二枚目)

明治十年六月廿五日議官大給恒氏及華族松平信正、松平乗承、松平親貴、松平乗命、松平忠和、松平忠恕、瀧脇信敏、山名義路、桜井忠興代高塚友義、松平忠禮代某、松平信庸代某、大給近道代某等十三名、富士見町第九号桜井忠興邸ニ会同結盟シ即チ同所ヲ以テ本社仮事務所ナシ開業ス、軍医総官^(マヤ)戸塚文海、博覽会事務局御用掛高山信離モ亦之ニ協同シ共ニ謀事ヲ参加セリ、七月一日社員中ヨリ委員六名ヲ投票シ本社ノ事務ヲ分掌ス其選ニ当ルモノ左ノ如シ

庶務 議官 大給 恒

書記 華族 松平信正

同 同 瀧脇信敏

司計 同 松平忠和

同 同 桜井忠興代理士族

同 同 高塚友義 忠興不在京ノ為メ

庶務 同 松平乗承代理士族

爾後尚委員八名増加シ投票ノ選ニ当ルモノ左ノ如シ

議官 秋月種樹 華族 遠藤胤城

華族 水野忠精 同 松平親貴

同 松平乗命 同 松平忠恕

同 桜井忠興 同 松平乗承

救護実施ノ事

博愛社第一報告抄写

八月十五日社員桜井忠興外六名社則附言第六条ノ主旨ヲ施行センガ為寄附集金貳千貳百餘円及藥品器械ヲ携ヘ戦地ヘ派出ス其委任左ノ如シ

桜井忠興ヘノ辞令書

今度社員総代トシテ戦地ニ派出有之候ニ付テハ陸海軍病院ヲ巡訪シテ懇々創者患者ヲ慰問シ又本社ヨリ医員

看護手等派遣ノ地ニ於テハ其施治ノ模様及社員ノ勤怠等ヲ視察シ都テ願書及社則並其附言ノ旨趣ニ基キ本社忠愛ノ主旨一際行届候様委員並医師卜精々協議勉行可有之候也

明治十年八月十五日 博愛社 印

桜井忠興殿

同代人ノ別紙

此度戦地着到ノ上ハ社則附言第六條ノ主旨実践可致見込ニ付宜シク先ツ軍団軍医長ニ稟議シ總督本營ノ聞届ヲ經又ハ鹿児島県令ニ照会シ同県下適宜ノ地ニ於テ細帶所及仮設病院等ヲ建置シ当分ノ内該所ニ駐在シ其医務ノ如キハ医師ノ所見ヲ採リ其他一般ノ事務部署ノ儀ハ委員心得原田隆造ト協議ノ上勉テ救済ノ業ヲ擴張シ本社忠愛ノ主旨精々貫徹候様励精可有之候也

明治十年八月十五日 博愛社 印

桜井忠興殿

高塚友義ヘノ辞令書

今度陸海軍病院ニ於テ創者患者ヲ慰問シ本社ヨリ派遣ノ医師看護手等ノ勤惰ヲ視察シ且社則附言第六條ニ拠

リ仮設病院建置ノ為桜井忠興戦地ヘ出張為致候ニ付右隨行致シ同氏担任ノ事務ヲ翼賛シ原田隆造ニ稟議シ司計課ヲ担当シテ本社忠愛ノ主旨貫徹候様精々勉行可有之候也

明治十年八月十五日 博愛社 印

高塚友義殿

博愛社第二報告抄写

熊本ノ部 附人吉八代

八月八日軍医部ノ指揮ニヨリ医員助津田一蔵 看護長江原益藏 看護手町浦富藏 河野真澄等人吉口別働隊第二旅団大綱帶所ニ出張 九月八日隅州加治木ニ転ス九月十三日長崎ヨリ委員桜井忠興 同心得原田隆造 司計係高塚友義等本地施療ノ景況ヲ視察ノ為来リ鎮台病院及県庁ニ諸件ヲ照会シ尋テ桜井高塚等ハ細島ニ赴キ原田ハ長崎ニ発ス 九月廿九日桜井忠興 高塚友義等細島ノ事畢テ再ビ本地ニ来リ富岡県令ヨリ委員ノ事務引継ヲ受ケ尋テ長崎ニ発ス

長崎ノ部

八月廿五日委員桜井忠興等本地委員北島県令ヨリ金件及諸書ノ引継ヲ受ク 九月十三日委員桜井忠興 原田隆造

司計係高塚友義等救療ノ景況巡視トシテ熊本へ発ス尋
テ桜井高塚等ハ細島本宮二赴キ原田八同廿一日帰崎ス

十月三日桜井忠興 高塚友義等細島及熊本ノ諸件畢テ帰

港セリ十月四日桜井忠興 原田隆造 高塚友義 高松隆

全 高宮時之助 山田正梅 北五郎等鹿兒島ノ救療二着

手セント藥品及物件ヲ携帯シテ該地ニ赴発同十三日事畢

テ帰港ス

鹿兒島之部 附細島 都城 加治木 桜島

九月廿三日委員桜井忠興 司計係高塚友義等熊本ヨリ細

島ニ到リ総督宮へ謁シ再ビ熊本ニ赴ク 十月六日桜井忠

興 原田隆造 高塚友義 高松隆全 高宮時之助 山田

正梅 北五郎等鹿兒島地方賊徒既ニ平定セント雖モ曠久

余尙尚慘烈ノ創者夥多ナルヲ聞キ鹿兒島県庁ニ謀リ救護

ノ方一ヲ官賊ニ尽サン事ヲ要シ藥品物件ヲ携帯シ当地ニ

出張創患者ヲ救療スル事数十名

博愛社職員選任ノ事

博愛社第三報告抄写

明治十一年六月十七日従来ノ委員ヲ廢シ更ニ職員ヲ選任
スル事左ノ如シ

副総長

大給 恒

同 佐野常民

幹事 花房義質

同 桜井忠興

同 松平乘承

庶務兼書記會計係 高塚友義

會計兼書記庶務係 笠原光雄

有功章授与ノ事

日本赤十字社第二回報告抄写

有功章授与者議決書 常議會議々決書

幹事 子爵 桜井忠興

本社創業同志者ノ一人ニシテ明治十年西南ノ戦乱ニ当リ

金千円ヲ寄附シ且戦地派出員トナリ医員看護人等ヲ率ヒ

テ之ヲ監督シ長崎 熊本 鹿兒島其他各地ニ赴キ救濟事

務ヲ尽力シ能ク其終局ヲ全フシタルノミナラズ一身ノ旅

費等ハ一切自弁ヲ以テス爾来十有余年ノ久シキ幹事ノ職

ヲ以テ常ニ能ク義務ヲ尽ス其功勞顕著ナリトス

爰ニ 位子爵桜井忠興氏社事ニ尽力セラレ其功績顕著ナ

ルヲ以テ本社有功章社員章程例ニ拠リ上奏裁可ヲ蒙リ有

功章ヲ贈与ス

明治二十一年十月二十六日

日本赤十字社総裁

二品大勲位

彰仁親王□

日本赤十字社長

正三位勲一等 子爵 佐野常民□

皇后宮行啓有功章授与相成候事

一明治二十二年十二月十四日 左記辞令御受

本社幹事

桜井忠興

看護婦養生委員ヲ囑託ス

明治二十二年十二月十四日

日本赤十字社総裁

大勲位 彰仁親王

桜井忠興天覽乘馬（マ）に関スル事項

一明治元年五月廿九日 未刻御参内小御所於御庭乘馬

天覽別役旧鞍被為召内寮御馬式鞍小笠原佐渡守様御馬御

手馬志鞍其節御拝領仙徳堅御花瓶一 織物御紙入壹口

織物御煙管筒壹口 御煙草入一 御盃三 水切御菓子八

一明治十七年一月廿二日 吹上御苑ニテ和鞍乘天覽二付午

後ヨリ参苑無滞被為濟候

一明治十八年四月廿二日 乘馬天覽二付羽織袴御着用午前

七時御出門吹上丸馬場へ御出所御供粟津昌国 御廐御馬

花山二被為有之

一明治十九年十二月十七日 乘馬天覽二付吹上御苑へ午前

七時半頃ヨリ御参苑御自馬菅谷淀橋御供高塚友義

桜井忠興日本赤十字社二関スル事項

一明治二十一年十月廿六日 上野華族会館ニテ赤十字祝典

皇后宮行啓有功章授与相成候事

一明治二十二年十二月十四日 左記辞令御受

本社幹事

桜井忠興

看護婦養生委員ヲ囑託ス

明治二十二年十二月十四日

日本赤十字社総裁

大勲位 彰仁親王

日本赤十字社社長

子爵 佐野常民

一明治二十三年五月廿二日 日本赤十字社ヨリ別便ヲ以テ

差出御承知相成候通 明廿三日午前八時ヨリ十二時迄総

会参列ノ正社員芝離宮及浜離宮ノ二ヶ所拝観ヲ被差許ニ

付テハ何卒明日午前八時迄二本社御亭主役として浜離（マ）へ

御出所被下出張ノ上先端御下命被成下度相願度云々

一同月二十三日午前七時半ヨリ赤十字社ノ件二付浜離宮へ

御出席同午後一時半ヨリ芝離宮へ御出席

一明治二十四年十月十八日 日本赤十字社愛媛県支部第三

回總會ノ節総裁宮殿下ノ御代理トシテ松山市ニ出張同総

会席上ニ於テ宮殿下ノ御委辞ヲ社員へ御伝相成候（此節

佐野社長代理トシテ清水俊氏出張)

一明治二十八年五月廿一日 宮内省ヨリ当家十六代忠興儀積年報国恤兵ノ誠意厚ク日本赤十字社 旧博愛社ノ事業ニ熱心シ身ヲ以テ戦地ニ投シ尽力少カラザル等実ニ嘉スベキノ迹有因テ特ニ思召ヲ以テ祭祀料金百円賜ヒタリ
一大正三年四月十九日 赤十字社ヨリ左ノ書状ニ添百円寄贈相成タリ(忠興命二十年祭ニ付)

拝啓益御清康奉賀候然ハ故子爵桜井忠興君生前本社事業ニ御尽力相成候御功勞ヲ追懐シ今般日本赤十字社ノ名ヲ以テ御墓前ニ手洗鉢壹個相供度候ニ付御承知相成度此段得貴意候 敬具

日本赤十字社長

子爵 花房義質

子爵 桜井忠胤殿

故子爵 桜井忠興氏

本社事業ニ参画シテ尽瘁スル所多シ茲ニ日本赤十字社創立五十年祝典ヲ举行スルニ方リ其功績ヲ表彰ス

大正十五年五月一日 日本赤十字社総裁

大勲位功二級 載仁親王

桜井錦子 日本赤十字社関係事項

一明治二十三年十二月二十九日 日本赤十字社篤志看護婦人会ニテ積立ノ件ニ付金貳拾五円ヲ五ヶ年ニ割毎年一月二金五円ツ、出金云々御申込奥方ノ名義也

一明治二十四年四月十三日 日本赤十字社病院山上兼善ヨリ来翰看護婦生徒募集時期二有之モ同院不日転住迫而生徒宿等出来無之候ニ付旁々以今回分延期来月募集ノ節二度分合シテ募集可然旨申進候社長へ宛委員連名出候 御調印申出ニ付即御調印ノ上御返却相成事

一明治二十四年十一月六日 日本赤十字社篤志看護婦人会ヨリ左ノ通り申来尾濃両国非常ノ震災ニ付本社ハ 皇后陛下ノ御慈旨ヲ奉シ医員看護婦等ヲ災地ニ送り負傷者救護ニ従事相成候ニ付テハ本会積立金ノ内若干ヲ右救護費ノ一助トシテ寄贈ノ義足立講師ヨリ申出有之右ハ素ヨリ当然ノ事ニ付寄贈及其金額トモ速ニ同氏ニ委嘱可然乎一応御相談申上候至急施ヲ要□ニ付明日午前迄ニ御回答被下度候也

明治廿四年十一月六日 篤志看護婦人会

月番幹事

桜井錦子殿

追而本文日時迄ニ御廻答無之節ハ御同意ト申働候条右

様積御承知被下度候也

一尾濃両国極度ノ震災ニ付負傷者救護費補助ノ為本会積立
金ノ内若干寄贈ノ儀同協議ニ相成度様御同意ニ付可然御
取扱相成度昨日午前ノ内御回答可致答ノ処御相談ノ郵書
午後三時頃相達最早其時期ヲ失シ居候依テ御報知ノ期ニ
後候段及御断候右御回答迄 匆かしこ

十一月八日 桜井錦子

篤志看護婦人会

月番幹事御中

一明治廿七年十月一日 日本赤十字社篤志看護婦人会ヨリ
細帯材料調製ノ儀来ル二月再従前ノ通り相始メル様申来
一明治廿九年六月五日 赤十字社ヨリ倉澤氏左ノ通持参推
薦書爰ニ桜井錦子氏本社忠愛ノ主旨ニ協同セラレ特ニ其功
労アルヲ以テ社則ニ照シ推薦シテ特別社員ニ列ス

明治二十九年六月一日

日本赤十字社総裁

大勲位功二級

日本赤十字社長

從二位勲一等伯爵 佐野常民

一明治三十三年十月廿三日 篤志看護婦人会ヨリ清国事変
ノ為メ傷病患者へ慰問品贈与費途へ御前様ヨリ金拾円御
寄附相成候領収証左ノ通り
第九六号 領収証
金拾円也

但シ北清事変ノタメ傷病患者へ慰問品贈与費途御寄

贈分

右正二領収候也

明治三十三年十月廿三日

日本赤十字社

篤志看護婦人会

桜井錦子様

一明治三十七年三月廿六日 九段階行社赤十字社東京支部
婦人社員募集申込ニ関スル集会ニ就御出席

一同年七月十四日 皇后陛下ヨリ赤十字社篤志看護婦人細

帯製作者へ御菓子被下候旨ニ就持参相成

一同年十月十五日 新橋十五銀行内(患者休養)所へ細帯

巻換ノ為御出張

一尚三十七、八年中ハ毎日ノ様ニ赤十字社其他へ細帯巻ノ

為並幹事打合セノ為御出張相成

日本赤十字社総裁

一明治三十九年六月十二日 赤十字總會（於上野）へ御参

大勲位功二級

載仁親王

席ノ為御出午後二時三十分芝離宮へ日本赤十字篤志看護

日本赤十字社長

婦人会幹事、被為召二付御后室様午後一時半御出門芝離

正二位大勲位候爵

松方正義

宮へ参殿皇后陛下親しく謁ヲ賜り後賜饌アリタリ

御歌「色紙」

一明治四十三年五月十九日 赤十字社看護婦人会ヨリ左記

日のもとの うちにあまりて いくしきみ

ノ囑託状被載

前子爵夫人

とづくにまでも およぶみよかな

桜井錦子

日本赤十字社篤志看護婦人会評議員々幹事ヲ囑托ス

一 大正二年七月十三日 赤十字社篤志看護婦人会々島候爵

明治四十三年四月廿八日

婦人鍋島栄子殿ヨリ本会規則ニヨリ任期御満了ノ処重テ

日本赤十字社篤志看護婦人会総裁

通知有之右ニ就請書送

載仁親王妃 智恵子

一 大正四年九月十九日 塞国赤十字社へ寄付拾円也御前名

一明治四十四年五月十四日 愛国婦人会総裁閑院宮妃殿下

一 同年十月十五日赤十字社来医員来朝ニ付晚餐会へ御参列

ヨリ評議員ニ御囑託ノ御辞令受ル

塞国寄付金拾円持参

一 同年六月四日日本赤十字社ヨリ有功章及 皇后陛下御歌

一 大正六年三月七日 赤十字社篤志看護婦人会長鍋島栄子

写贈与セラレタリ於鍋島候爵邸

殿代小坂忠重氏来邸ス 御后室様婦人会創会以来会員タ

愛二桜井錦子氏社事ニ尽力セラレ其功顯著ナルヲ以テ

リシ功ニ依リ 総裁殿下ヨリ香炉（六角形銅）一個下賜

本社有功章条例ニ拠リ上奏裁可ヲ経テ有功章ヲ贈与ス

サル

明治四十四年六月一日